変更理由書

第●●条（役員の任期）については、中小企業等協同組合法改正に伴い、理事及び幹事の任期を変更します。

変更箇所を記載した書面

|  |  |
| --- | --- |
| 新　条　文 | 旧　条　文 |
| （役員の任期）  第●●条　役員の定数は、次のとおりとする。  （１）理事　　２年又は任期中の第２回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第２回目の通常総会が２年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。  （２）監事　　２年又は任期中の第２回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第２回目の通常総会が２年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。  ２　補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。  ３　理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第１項に規定する任期とする。  ４　任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。 | （役員の任期）  第●●条　役員の任期は・・・ |